



CREATIVE Management Consulting Co., Ltd.
日本国公認会計士 金澤 厚



第133回 タイ国 ビジネス事例 不正・誤謬・不備事例 ⑮

今回も引き続き不正事例をご紹介します。

会計処理の不正、会社財産に関する不正、会計処理方法や税務上の処理方法の誤り(＝誤謬)、内部統制に関する不備(＝会社のチェック体制の不備)などは、日本のみならず、タイにおいても様々なケースが発生していると考えられます。

事例をご紹介しますながら、会社として、管理者としてどういった点に注意すべなのか、どういった対応方法が必要なのか考えてみましょう。

(事例の概要)

今回は、連結売上高が1千億円を超える会社での事例をご紹介します。

〈まとめ〉

- ・ 不正の種類:子会社TS社元社長が架空発注によるキックバック、売掛金回収偽装
- ・ 事案の内容:元社長が、約10年前に自らが責任者となっていたプロジェクトに関連した業務について、キックバックを行い、そのプロジェクトに関連した売掛金の一部が回収困難となり回収偽装してしまっった。

(対象会社株式会社 T の概要)

株式会社 T(以下、T 社とします)は、計測機器や半導体製造装置(半導体製造工程のなかで使用される加工・検査装置)の製造販売を主な事業としている。子会社 33 社、関連会社 1 社で構成されている。

T 社は 2023 年 3 月期の売上高 1,468 億円、経常利益 352 億円(連結ベース)となっている。

子会社のうち TS 社は、半導体関連製品の供給、計測機器製品の保守サービスを提供している。資本金 9.8 億円とグループ内では最も規模が大きい会社となる。

半導体製造装置事業においては、TS 社は関連製品の生産を行っている。半導体製造工程で使う機械の多くは特定の顧客専用機となっていることから、開発に一定の費用が発生することが一般的である。

(不正行為発覚の経緯・不正行為の影響額)

国税当局による、T 社の連結子会社である TS 社に対する税務調査の過程で、TS 社の前社長である A 氏が複数年にわたり、TS 社の取引先である a 社に対して、実際には業務を委託していないにも関わらず、業務を委託したかのように装い、設計委託費名目で TS 社から金員を支払わせ、かつ、a 社に指示をして、TS 社から a 社に支払われた設計委託費の大半を、A 氏名義の銀行口座に振り込ませ着用していた可能性があることが判明し、調査が開始された。調査報告書は 2021 年 3 月 15 日付け公表された。

① 架空発注によるキックバック案件

2010 年 9 月から 2017 年 12 月 27 日までの間、当時装置 P の開発プロジェクトの責任者であった A 氏によって行われたと結論付けられ、実態のない外注加工費として計上された金額は 1.1 億円と認定された。

発端は、外部の設計事務所への支払い元を TS 社であることを隠す慣習があったことに認められ

た。発注元 TS 社から外部設計事務所に直接発注せず、a 社を介して発注し、a 社は 10%の手数料を受領していた。A 氏はこの慣習を悪用し、開発プロジェクト終了後は a 社から全額 A 氏名義の口座にキックバックを振り込ませていた。

② 売掛金回収偽装案件

A 氏主導で開発された装置 P について、台湾企業 c 社に 2017 年 8 月から 10 月にかけて販売した 18 台分 3.6 億円が未回収であった。当該売掛金について、対象の装置 P を TK 社(T 社子会社、TS 社の兄弟会社)に d 社を通じて引き取らせ、売掛金を回収したように装っていた。TK 社は、装置 R として在庫に計上するほか、設計費やソフトウェアとして無形固定資産に計上した。

当該案件の 2021 年 3 月期財務諸表への影響額は、架空発注によるキックバック案件が 1.1 億円、売掛金回収偽装案件が 3.6 億円となっている。

(不正行為の発生原因・背景)

T 社の調査報告書によれば、今回の事案の発生原因、背景として以下の各点が指摘された。

① T 社内の牽制機能の欠如・装置 P という特別案件がブラックボックス化し、他の役員、間接部門による検証が行われなかった

装置 P プロジェクトは A 氏発案のもと親会社にも詳細を説明することなく、TS 社内の限られた関係者だけで開発、製造、販売が進められていた。A 氏自らが営業活動を行い、受注を獲得し、外注先への発注も決定していた。

a 社に対する発注の不自然さを代表取締役会長から指摘され、架空発注は終了したが、業務の内容にまで踏み込んだ調査までは行われなかった。間接部門も「事業部門責任者の指示」ということで異常な取引であることを認識していたが、検証、他の役員への相談など行われなかった。

② T 社における子会社管理の不十分さ

TS 社は T 社グループ内でも格段に大きな子会社であった。過去の一時期東証 2 部に上場していた実績もあり、グループ内では独自のシステムを用いるなど他の子会社と比較して独立性が高い会社であった。一方、親会社にも内部監査により子会社の管理は行われていたが、十分なチェックが行われていたとはいえない状況であった。

③ TS 社及び子会社役職員のコンプライアンス意識の乏しさ

架空発注や回収偽装が行われる過程では取引の異常性に気付いていた担当者が複数名いたことが確認されているが、事業部門責任者からの指示に盲目的に従ってしまっていたことが確認されている。各担当者のコンプライアンス意識が乏しく、内部通報制度も利用されなかった。

(再発防止策・この事例の示唆)

当該事案に対して調査報告書は再発防止策として以下のような点が提言されている。

① TS 社内における牽制機能の強化: 事業部門の垣根を超えた意見交換、間接部門の強化

事業部門間の縦割り意識を打破するため事業部門間での意見交換を行い、他の事業部門の状況にも目を向けられ、問題提起が行われる環境を整備することが望ましい。

② T 社による子会社管理の強化

規模の大きな子会社の管理は自主的に行わせる方法も想定される。その場合は、子会社の内部統制が機能していることが前提条件となる。その前提条件を十分に満たしているのかどうかを親会社は定期的にチェックする必要がある。そのチェックは、運用状況の検証も含むものでなければならない。

CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., LTD.

会計、税務に関する各種相談、顧問、タイに進出する日系中堅企業を強力に支援いたします。

1.税務診断、2.M&A サポート、3.スタートアップサービス、4.管理支援サービス

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th